

## 基本協定書（案）

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「OIST」という。）と\*\*\*\*\*（以下、「事業予定者」という。）は、OIST ビレッジセンター内売店運営業務（以下「本事業」という。）に関し、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、本事業を対象とした企画競争により選定された事業予定者が、本事業の事業予定者として選定されたことを確認し、本事業実施のため第4条に掲げる業務委託契約（以下「契約」という。）を締結し、その他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 事業予定者は、契約の締結をもって、本事業の事業者となる。

### （基本的合意）

第2条 OIST 及び事業予定者は、本事業に関して OIST が実施した企画競争により、本事業に関する業務を担う者として事業予定者が選定されたことを確認する。

2 事業予定者は、提示条件を遵守の上、OIST に対し事業提案を行ったものであることを確認するとともに、事業提案を誠実に履行することを誓約する。

### （当事者の義務）

第3条 OIST 及び事業予定者は、第4条の規定に基づき OIST と事業予定者が締結する契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 事業予定者は、契約の締結のための協議にあたっては、OIST の要望を尊重するものとする。

### （契約の締結）

第4条 OIST 及び事業予定者は、本協定締結後、2022年4月中を目途として契約を締結するものとする。

2 OIST 及び事業予定者は、契約締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

### （準備行為）

第5条 事業予定者は、契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、OIST は、必要かつ可能な範囲で事業予定者に対して協力するものとする。ただし、事業予定者は、契約の締結の有無を問わず、準備行為に係る費用を OIST に請求することはできない。

### （契約の不成立）

第6条 事由の如何を問わず、OIST と事業予定者との間で契約の締結に至らなかったとき

は、事業予定者は、公表済みの書類を除き、本事業に関して OIST から交付を受けた資料及びその複写物を全て返却し、また、本事業に関して OIST から交付を受けた資料を基に作成した文書、図面、電子的記録及びその複写物を全て破棄しなければならない。

(秘密保持)

第 7 条 OIST と事業予定者は、本協定及び契約に関する事項につき、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本協定及び契約の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命じられた場合、事業予定者が本事業に関する資金調達に必要なものとして開示する場合及び OIST が法令等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(協定の有効期間)

第 8 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から契約に定める本事業の終了日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 5 条と第 6 条の規定は存続するものとする。

(協議)

第 9 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて OIST と事業予定者が協議して定めるものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 10 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は那覇地方裁判所とする。

以上を証するため、本書の電磁的記録を作成および署名のうえ、各自保管するものとする。なお、本契約においては、電子データである電磁的記録を原本とし、同記録を印刷した文書はその写しとする。

2021 年●月●日

発注者 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919 番地 1  
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園  
理事長 ピーター・グルース

事業予定者 ●

● ●  
● ●